

茨城県犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者又はその遺族に対し、茨城県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察が被害届を受理したもの又は警察がその発生を認知し、捜査に着手したものによる被害に限り、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により知事が確認できるものに限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及び遺族をいう。
- (5) 重傷病 犯罪による負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1か月以上（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断されたもの。
- (6) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は次の各号に定めるところとする。

なお、同一の世帯において支給対象者が複数いる場合、支給対象者が複数の見舞金の支給を受けることとなる場合、又は重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合には、支給額の合計の上限を70万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額 70万円

イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号に定める見舞金の支給後に死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯

罪行為が行われたときにおいて、県内に住所を有する次条第3項及び第4項に定める第1順位遺族

(2) 重傷病見舞金

ア 支給額 40万円

イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する者

2 前項各号に掲げる見舞金について、支給対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

3 同一の犯罪行為によって生じた被害について、遺族見舞金及び重傷病見舞金の支給は、それぞれ当該犯罪行為につき1回限りとする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。以下同じ。）を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下、「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給対象者の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者の間の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができない遺族としない。

(見舞金の支給の申請)

第5条 遺族見舞金の支給を申請しようとする場合は、茨城県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、知

事に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理申請できる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
- (5) 申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、茨城県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号）
- (8) その他、知事が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を申請しようとする場合は、茨城県犯罪被害者等見舞金（重傷病）支給申請書（様式第3号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理申請することができる。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書
負傷又は疾病の名称、受傷日又は発病時期並びに療養に要する期間が記載されていること。
ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、当該精神疾患の症状により労務に服することができない期間が記載されており、かつ、当該申請に係る精神疾患と当該犯罪被害との関連の可能性が記されていること。
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
- (3) その他、知事が必要と認める書類

（支給の申請の期限）

第6条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条第1項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日）か

ら2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

- 2 重傷病見舞金の給付を受けた犯罪被害者が当該見舞金の給付の原因となった犯罪行為により死亡した場合、死亡した時点において、当該犯罪行為が行われた時から2年を経過していたときは、申請することができない。

(支給の決定等)

第7条 知事は、第5条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、茨城県犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)又は茨城県犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第5号)により、申請を行った者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等に対し、当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は、申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用があるものとする。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害につき、他の都道府県から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害につき、本県から当該見舞金と同種の見舞金の支給を受けているとき。
- (3) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (5) 犯罪被害者又は第1順位遺族(第5条第1項及び第2項ただし書に規定する代理で申請することができる者を含む。)が、茨城県暴力団排除条例(平成22年条例第36号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれらに協力し、関与し、その他密接な関係を有する者であるとき。
- (6) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(見舞金の請求)

第9条 前条に規定する通知により見舞金の支給決定を受けた者は、茨城県犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第6号)により、知事に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(支給の決定の取消)

第10条 知事は、見舞金の支給決定を受けた者に当該支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、見舞金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(見舞金の返還)

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金の支給を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為について適用する。